

さ情審査答申第120号
平成28年 2月 8日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年6月12日付けで貴職から受けた、「さいたま市中央区コミュニティ協議会に関する行政情報（平成26年度）及び同件に関する職務専念等に係る行政情報（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年5月8日付け中区コ第121号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 実施機関が特定した行政情報の名称と開示しない部分の関連が不明である。
- (2) 開示しない部分Fは、不存在とあり全部を開示しないので、条例第11条第2項の事務処理を実施すべきである。よって別に様式第4号で通知する事を求める。全部開示については不知。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述においておおむね以下のとおり説明している。

- 1 中央区コミュニティ協議会は、自治会連合会、PTA連合会、子ども会連合会など中央区内に事務所又は活動拠点を構える81団体で組織されている。同協議会では、「与野公園清掃活動」の実施、加盟団体が日頃の活動を発表できる場として「事例研究のつどい」を開催し、団体間の交流を図るなど、魅力あるまちづくりや地域活動の活性化に貢献している団体である。実施機関は、同協議会の事務局として会議資料の作成、また、会議日程の調整等の業務を行い、同協議会に対して補助金の交付などを行っている。
- 2 また、本件開示請求の「同件に関する職務専念等に係る行政情報」については、総合振興計画書「2020さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」第7章・第2節で施策の展開として「地域住民等の自主的活動の促進」が掲げられており、同協議会の支援を実施することは行政の目的を達成する上で効果的であると考え、また各区に設置されている市民活動団体の登録制度である「市民活動ネットワーク」に同協議会が登録していることから、コミュニティ課事務分掌の「区民会議及び市民活動ネットワークに関すること」に基づき職務に関連する業務として従事しているとの判断から、実施機関は職務専念に関する資料を作成していない。
- 3 実施機関は、本件開示請求に対し、「平成26年度さいたま市中央区コミュニティ協議会事業補助金について(中区コ第46号 平成26年4月11日決裁)」外11件を対象行政情報として特定し、条例第7条第2号に該当する個人名、住所、電話番号、個人の印影や条例第7条第3号に該当する団体の口座情報を不開示とし、「同件に関する職務専念等に係る行政情報」については、実施機関では作成しておらず存在しないため、文書不存在として不開示と決定した。そして、実施機関は、本件開示決定で条例第7条第2号及び第3号に該当する部分及び文書不存在である部分を除き開示することとしたため、行政情報一部開示決定通知書により異議申立人に対して一部開示決定を通知した。
- 4 異議申立人は、「実施機関が特定した行政情報の名称と開示しない部分の関連が不明である」と主張しているが、行政情報一部開示決定通知書の別紙において「実施機関が特定した行政情報の名称」と「開示しない部分」を適切に記載している。なお、実施機関では、5月15日に浦和区役所情報公開コーナーにおいて、開示を実施する旨の決定通知書を異議申立人に送付したが、5月14日に本件異議申立てが提起されたため、開示の実施は出来なかった。
- 5 異議申立人は、「開示しない部分Fは、不存在とあり、全部を開示しないので、条例第11条第2項の事務処理を実施すべきである。よって、様式第4号で通知する事を求める」として、行政情報一部開示決定通知書とは

別に、行政情報不開示決定通知書の通知を求めている。しかし、条例第11条第2項は、開示請求書に記載された「開示請求に係る行政情報」の全部を開示しないときに適用されるものであり、本件のように一部でも開示すべき行政情報がある場合には適用されないため、行政情報一部開示決定通知書とは別に、行政情報不開示決定通知書による通知をすることは、不要である。

- 6 異議申立人は開示決定の手続き上の瑕疵を理由にして、本件処分の取消しを求めているが、上述のとおり手続上の瑕疵はなく、本件処分は妥当である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件対象行政情報は、異議申立人が開示請求を行った「さいたま市中央区コミュニティ協議会に関する行政情報（平成26年度）及び同件に関する職務専念等に係る行政情報」である。

実施機関は本件の対象行政情報として、「平成26年度さいたま市中央区コミュニティ協議会事業補助金について（中区コ第46号 平成26年4月11日決裁）」外11件を特定し、条例第7条第2号に該当するとして個人名、住所、電話番号、個人の印影を、条例第7条第3号に該当するとして団体の口座情報を不開示とし、同件に関する職務専念義務等に係る行政情報を文書不存在として不開示とし、一部開示決定を行った。これに対し異議申立人は、実施機関が特定した行政情報の名称と開示しない部分の関連が不明であり、また、開示しない部分Fは、不存在とあり全部を開示しないので、条例第11条第2項の事務処理を実施すべきであるから別に様式第4号で通知することを求める、と主張し本件異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

- (1) まず、異議申立人は、「実施機関が特定した行政情報と開示しない部分の関連が不明である」と主張しているので検討する。

当審査会において確認したところ、実施機関が平成27年5月8日付けで異議申立人宛てに平成27年5月15日に開示する旨を通知した行政情報一部開示決定通知書（以下「一部開示決定通知書」という。）には、実施機関が特定した行政情報の内容及び、開示しない部分と開示しない理由とが明示されている。

実施機関によれば、異議申立人は5月14日に開示の実施を受けることなく、本件異議申立てをしたとのことであり、異議申立人が開示の実施を受けて実施機関が特定した行政情報と開示しない部分を確認すれば、

その関連性は分かるはずである。したがって、異議申立人の主張は失当である。

- (2) 次に、異議申立人は一部開示決定通知書において記載されている開示しない部分F（同件に関する職務専念義務等に係る行政情報）について、文書不存在により不開示であるため、条例第11条第1項の規定による一部開示決定通知書とは別に、同条第2項の規定により行政情報不開示決定通知書（さいたま市情報公開条例施行規則（さいたま市規則平成13年第18号）様式第4号）にて通知すべきであると主張しているため、条例第11条の規定について検討する。

条例第11条は、第1項で「実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部又は一部を開示するときは、全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。」と規定しており、第2項で「実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。

すなわち、開示請求書に記載された「開示請求に係る行政情報」の全部を開示しないときに条例第11条第2項が、「開示請求に係る行政情報」のうち、一部でも開示するときは条例第11条第1項が適用されることになる。実施機関は「開示請求に係る行政情報」として、「平成26年度さいたま市中央区コミュニティ協議会事業補助金について（中区コ第46号 平成26年4月11日決裁）」外11件を特定し開示決定を行っていることから、開示請求内容全体が1件の請求であり、開示しない部分Fは、開示請求に係る行政情報の一部であるといえることができる。したがって、開示しない部分Fについて、実施機関が開示請求に係る行政情報の中の一部として、条例第11条第1項の規定に基づき開示決定を行ったことは誤りとは言えず妥当である。

- 3 よって本件異議申立てについて、当審査会は前記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年 6月12日	諮問の受理
②	同 年 6月26日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 7月16日	審議
④	同 年 8月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	平成28年 1月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士 平成27年10月21日退任
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	吉 田 聰	弁護士 平成27年10月22日就任

(五十音順)